平成２１年（フ）第１８５４４号
埼玉県さいたま市中央区新中里２丁目12―27―101
債務者　加賀谷朋美（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４７２号
神奈川県相模原市上矢部１丁目９番10号
債務者　寺尾　憲二
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第７３号
熊本県山鹿市古閑1075番地１
債務者　山本裕美子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第１０５７号
東京都八王子市長房町415番地３カーサベルデ205号
債務者　吉田　　孝
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１７９号
沖縄県沖縄市安慶田３丁目５番26号　外間アパートＢ―１
債務者　玉那覇敏正
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第４４６号
神奈川県座間市東原２丁目３番39号
債務者　中山　弘子（旧姓高山）
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１４５号
山口県周南市大字大河内903番地の48
債務者　友弘　吉祥
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１８１号
山口県下松市大字西豊井1298番地
債務者　有川　光紀
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第２０５号
山口県周南市花陽２丁目２番７号
債務者　松田　健一
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第６８号
青森県つがる市柏玉水岸田59番地７
債務者　清水　紀明
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午前11時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第２０１号
青森県五所川原市字東町３番地７
債務者　工藤　真勝
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午前11時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第３１４号
広島県福山市引野町南１丁目32番７―107号
県住
債務者　藤本　眞次
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第６４５号
静岡市葵区瀬名３丁目24番28号　メゾネット中川１―106号
債務者　内田　勝芳
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第３３７号
千葉県松戸市二十世紀が丘萩町135番地高橋ビル３Ｆ
破産者　樋掛　孝洋
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第３３８号
埼玉県春日部市大場1347番地ロイアル・コム108号
破産者　株式会社孝美建装
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第３４５号
千葉県我孫子市泉２番７―1007号
破産者　大野　菊枝
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部